

## 地籍調査による筆界案の作成公告

岡山市北区御津高津地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき土地の筆界（境界）について当該土地の所有者等から確認を得て調査するところ、下記土地の所有者等のうちに所在が明らかでない者があるため、同条 4 項の規定により筆界案を作成したので、同項の規定により公告する。

については、下記のとおり、筆界案を確認することができる者は公告期間内に筆界案について意見を申し出ることができ、公告期間内に申出がないときは筆界案を確認したものとして筆界の調査を行うものとする。

### 記

1. 地籍調査作業規程準則第 30 条第 4 項に基づき調査を実施した土地の所在・地番  
岡山市北区御津高津  
964 番  
990 番 1  
1723 番 2
2. 筆界案を確認できる場所  
岡山市役所 5 階 産業観光局 農林水産部 農村整備課
3. 筆界案を確認できる者  
上記 1 の土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人
4. 筆界案を確認でき、意見を申し出ることができる期間  
令和 8 年 3 月 3 日から 令和 8 年 3 月 23 日まで  
なお、期間中の午前 9 時から午後 5 時までの間とする。  
ただし、閉庁日（土・日・祝日）を除く。
5. 筆界案の作成者  
岡山市産業観光局 農林水産部 農村整備課